

2026年1月21日
No.2025-059

利用拡大に向けて拡充が進む NISA

— 未成年者の利用解禁へ、今後も制度改善の検討継続を —

調査部 主任研究員 下田 裕介

————— 《要 点》 —————

- ◆ 2024年に抜本的に拡充された少額投資非課税制度（NISA）は、政府目標の一つである累計買付額の倍増を前倒しで達成するなど、家計の「貯蓄から投資」の流れを後押し。一方、口座数の増勢鈍化やニーズ多様化への対応、利便性向上など課題も。
- ◆ こうしたなか、政府・与党は、2025年12月に「令和8年度税制改正大綱」を閣議決定。大綱で示されたNISAの拡充・改善策の概要とポイントは以下の通り。

① つみたて投資枠の対象年齢の引き下げ

18歳未満のつみたて投資枠利用を解禁。年間投資枠を60万円、非課税保有限度額を600万円とし、12歳以降は教育費などを理由に、子の同意があればNISA口座から非課税での払い出しが可能。18歳以降は現行のつみたて投資枠に自動的に移行。

② 対象商品の拡充

債券を中心とした投資信託をつみたて投資枠の対象に追加。また、国内の株式指数についても、これまでの指定インデックス（TOPIX、日経225など）に、読売株価指数、JPXプライム150指数を新たに追加。

③ 所在地確認の廃止

口座開設から10年後、それ以降は5年ごとに必要とされる、口座開設者の氏名や住所などを確認する手続きを廃止し、顧客や金融機関の負担を軽減。

- ◆ 一方、当初、要望や提案のあった高齢者に限り毎月分配型投資信託を対象商品に追加する「プラチナNISA」や、保有資産売却で空きが生じる非課税保有限度額の当年中復活は見送り。もっとも、高齢者の資産活用や保有資産の入れ替えはニーズが高く、今後の議論に期待。
- ◆ 今回の税制改正大綱により、NISAの利便性は一定程度改善。一方、NISAをさらに普及・定着させるためには、①制度はシンプルにする、②全世代の資産形成をサポートする、③多様なニーズへの対応力を強化する、④利用者や金融機関の負担を軽減する、を原則として課題を整理し、今後も制度の見直しを検討し続けていく必要。



本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・下田 裕介宛にお願いいたします。

Tel : 080-3454-9204
Mail : shimoda.yusuke@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。



1. はじめに

少額投資非課税制度（NISA）の抜本的な拡充、いわゆる新NISAがスタートしてから、間もなく2年を迎える。2022年に当時の岸田内閣が「資産所得倍増プラン」に向けた取り組みのひとつとして打ち出した新NISAは、2014年開始の旧制度から大きく改善が図られ、家計の「貯蓄から投資」への流れを後押ししている。その一方で、使い勝手や商品性のさらなる改善に向けて、NISA¹の見直しを求める声は多く、金融庁や関係団体に加え、与党自民党からもさまざまな要望や提案が出された。こうしたなか、政府は2025年12月26日、NISAの拡充・改善策を盛り込んだ「令和8年度税制改正大綱」を閣議決定した（図表1）。

そこで本稿では、NISAの現状や制度改正に向けた関係各所の要望や提案、実際の税制改正大綱で打ち出された事項をそれぞれ整理するとともに、資産運用立国の実現を目指すうえで、NISAを持続的な制度にしていくために必要な視点を考察する。

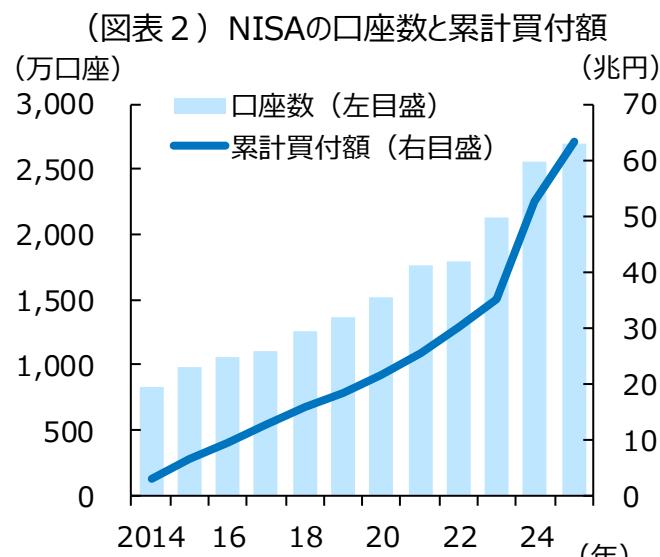
（図表1）令和8年度税制改正大綱におけるNISAに関する改正の概要

- 未成年の口座開設の解禁（つみたて投資枠に限る）
- つみたて投資枠の対象商品の拡充
- 口座開設者の基準経過日における所在地確認の廃止

（資料）財務省「令和8年度税制改正の大綱」（https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf、2026年1月9日アクセス）、各種報道を基に日本総研作成

2. NISAの現状

NISAの利用動向について金融庁の公表資料をみると、累計買付額は、2025年6月末時点での新旧両制度を含め63.1兆円となった（図表2）。2022年に策定された「資産所得倍増プラン」で、新NISAの目標として掲げられた「今後5年間での累計買付額倍増（28兆円→56兆円）」を、約3年前倒しで達成²したほか、口座数も2025年6月末時点での2,696万口座にまで拡大している。2024年から開始したNISAの制度恒久化、年間投資枠（成長投資枠とつみたて投資枠で合わせて360万円）や非課税保有限度額（同1,800万円）の拡充といった抜本的な改善が、買付額および口座数の増加に寄与したと評価できる。



（資料）金融庁「NISA口座の利用状況調査」

（注）2025年は6月末時点、それ以外は12月末時点。2023年までは旧制度の一般NISAおよびつみたてNISAの合計。

¹ これ以降、本稿では特段の断りがなければ、2024年から開始した新しい制度を「NISA」と表記する。

² 金融庁の公表資料によれば、四半期ごとの累計買付額は、2024年12月末時点が52.6兆円、2025年3月末時点が59.2兆円となっており、2025年3月末時点で倍増目標を達成したことが確認できる。



もっとも、課題も残っている。例えば、口座数については、前述の「資産所得倍増プラン」において、「今後5年間で口座数倍増（1,700万口座→3,400万口座）」という目標が掲げられているものの、現状は2022年対比で5割弱の増加にとどまっている。足元では増勢が鈍化しており、口座数倍増の目標達成に向けては、さらなる需要の掘り起こしが必要となる。

また、高齢化・長寿化が進み、人生100年時代と言われて久しい状況下、幅広い世代において、資産形成の重要性は高まっている。こうしたなか、資産形成の手段の一つであるNISAについて、課題の解消に向けた制度の見直しや拡充を求める声が出されていた。

3. NISAに関する要望・提言と税制改正大綱の詳細

NISAの拡充に向けては、昨年の春から夏にかけて金融庁や与党・自民党、日本証券業協会などがさまざまな要望や提言を打ち出し（図表3）、これらを受けて、昨年末に政府が閣議決定した「令和8年度税制改正大綱」の中で、具体的な拡充・改善策が示された。以下では、関係各所の要望・提言でとりわけ注目された5点と、それらの税制改正大綱での取り扱い、改正の詳細をそれぞれ整理する。

（図表3）NISAに関する関係各所の主な改善要望・提言

自民党資産運用立国 議員連盟 【提言】 (4月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● つみたて投資枠に限り投資可能年齢の下限を撤廃し、早期からの投資を可能とする「こども支援NISA」の導入 ● 高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング解禁を図る「プラチナNISA」の導入 ● 対象商品の多様化
自民党金融調査会 【提言】 (5月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● つみたて投資枠における投資可能年齢の下限の撤廃 ● 対象商品の拡大およびスイッチングの解禁 ● つみたて投資枠における対象指標の追加や投資対象の拡大 ● 口座開設10年後の所在地確認のデジタル化・簡素化
金融庁 【税制改正要望】 (8月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● こども支援の一環として、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し ● 様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充など ● 投資商品の入替をしやすくするための、非課税保有限度額の当年中の復活 ● NISA口座開設10年後などの所在地確認の手続きの簡素化およびその他所要の措置
日本証券業協会 投資信託協会 全国証券取引所協議会 【税制改正要望】 (9月公表)	<ul style="list-style-type: none"> ● こども支援や少子化対策の一環として、若年層の資産形成の推進のため、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃 ● 退職世代を含むあらゆる世代に向けて、対象商品の拡充などのほか、投資商品の入替えをしやすくするために非課税保有限度額を当年中に復活することなどの措置 ● つみたて投資枠における指定インデックスの追加、NISA対象商品についてETFなどの投資信託に係る要件の見直し ● NISAに関する事務手続の簡素化など ● 口座設定後、10年経過などにおける顧客の所在地確認の廃止または簡素化 ● NISAに係る金融機関業務の負担軽減

（資料）自民党資産運用立国議員連盟「資産運用立国2.0に向けた提言（案）」、自民党金融調査会「金融調査会 提言2025」、金融庁「令和8（2026）年度 税制改正要望について」、日本証券業協会「令和8年度税制改正に関する要望【要望項目説明資料】」などを基に日本総研作成
 （注）赤字は、本稿で取り上げる注目すべき要望・提言。



(1) つみたて投資枠の対象年齢の引き下げ【大綱に明記】

NISAは現在、対象年齢を18歳以上としているが、大学進学など子どもの教育資金の準備や子ども世代での資産形成の重要性が高まっていることを背景に、金融庁をはじめ関係各所の要望・提言では、つみたて投資枠の対象年齢の引き下げが打ち出されていた。今回の税制改正大綱では、要望・提言に沿う形で、つみたて投資枠における18歳未満の利用解禁が明記され、2027年の開始を予定している。具体的には、図表4に示すように、未成年者一人につき年間投資枠を60万円、非課税保有限度額を600万円とし³、資金の出し手である親や祖父母などが勝手に使うことがないよう、NISA口座からの払い出しに一定の制限を設けるが、12歳以降は授業料などの教育費、生活費の支払いを理由に、子の同意があれば非課税で払い出すことを可能とする⁴。18歳以降は、保有資産が現行のつみたて投資枠に自動的に移行され、一人あたりの年間投資枠は120万円に、非課税保有限度額は成長投資枠と合わせて1,800万円となる。未成年を対象としたNISAは、旧制度で「ジュニアNISA」があったが、それと比べると、年間投資枠は少なくなる(80万円→60万円)ものの、非課税保有限度額が拡大するほか、非課税保有期間も現行制度へのシームレスな移行を踏まえると実質的に無制限となる。また、前もっての払い出し制限も一定程度緩和されるなど改善点は多い。

ちなみに、今回の税制改正では、子どもの教育資金支援策の一つである、一人あたり1,500万円まで非課税とする贈与税の優遇措置(教育資金贈与)⁵が、来年度いっぱい廃止となることが決定された。これまでの利用が低調ななか、未成年のNISA利用解禁に加え、教育の無償化政策などが負担軽減につながることが背景にあると考えられる。

(図表4) 未成年向けNISAの概要と現行制度、ジュニアNISAとの比較

	現行制度		2027年開始予定 つみたて投資枠	2023年終了 ジュニアNISA
	成長投資枠	つみたて投資枠		
対象年齢	18歳以上		18歳未満	18歳未満
非課税保有期間	無制限		17歳まで	5年間
年間投資枠	240万円	120万円	60万円	80万円
非課税保有限度額	1,800万円 うち1,200万円		600万円	400万円
引き出し	年齢制限なし		12歳以降可 (一定の条件あり)	18歳まで不可

(資料) 財務省「令和8年度税制改正の大綱」(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf、2026年1月9日アクセス)、金融庁、各種報道を基に日本総研作成

(2) 対象商品の拡充【大綱に明記】

現行制度では、つみたて投資枠で買い入れができる商品は、「長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託」を対象としており、指定されたインデックスに連動する「指定インデックス

³ 例えば未成年者が二人いる世帯では、(両者が未成年の間の)年間投資枠が $60\text{万円} \times 2 = 120\text{万円}$ 、非課税保有限度額が $600\text{万円} \times 2 = 1,200\text{万円}$ となる。

⁴ 原則、12歳より前は特別な理由なく払い出すことができず、払い出した場合は、過去に遡って利益に課税される。

⁵ 贈与者は祖父母や父母など直系尊属、受贈者は30歳未満の孫や子(前年の合計所得金額が1,000万円以下)を対象としている。



「投資信託」と、マーケットから一定の支持を得ている⁶「指定インデックス投資信託以外の投資信託(アクティブファンドなど)」となっている。前者の「指定されたインデックス」としては、株式指数は単品での組成が可能であるが、債券などの指数は、株式の組み入れが求められており、実態としては、株式を中心とした資産運用がメインとなっている⁷。こうした状況下、投資先の選択肢を増やすために、対象商品を拡充すべきという提言が多くの要望でみられ、今回の税制改正大綱では、債券が運用資産の50%を超える投資信託をつみたて投資枠の対象に加えることが明記された。

国内の株式指数についても、これまでではTOPIXや日経225などが指定されたインデックスとなっていたが、これに読売株価指数⁸、JPXプライム150指数⁹が新たに追加されることとなった。また、先進国株式や新興国株式で組成される投資信託の一部を対象とすることも盛り込まれることとなり、個人投資家にとって投資の選択肢の幅が広がることが期待される。

(3) 所在地確認の簡素化または廃止【大綱に明記】

現行のNISAでは、口座開設から10年後、それ以降は5年ごとの基準経過日に、口座開設者の氏名や住所などを、本人に確認する必要がある。もし、本人確認ができないと、新規買付が停止されることから、利用者の資産形成プランに大きな影響が及ぶこととなる。一方、本人確認は郵送などで行われるため、顧客や金融機関にとっても大きな負担になる。こうした課題を解決するために、本人確認手続きの簡素化や廃止が要望・提言されていたが、今回の税制改正大綱では、要望に沿う形で、確認に係る措置を廃止することが決まった。

手続きの廃止に伴い、口座開設者は改正後、住所変更などが生じた際は、非課税口座異動届出書を金融機関に提出する必要がある。もっとも、住所変更などがなければ従来必要であった手続きをする必要がなくなるほか、手続きをする場合でも、5年や10年という長いスパンでの決められた日にあわせるよりも、住所変更のタイミングで行う方が、本人確認を徹底することができると考えられる。また、金融機関にとっても、住所などが変わった口座開設者から届出書の提出がないことが確認できた場合には、新規の買い入れなどを停止したり、年間取引報告書を通じて本人に連絡するなど一定の負担が残るもの、顧客ごとに異なる基準日で確認する場合と比べれば、負担軽減が図れるとみられる。

⁶ 金融庁の資料によれば、①純資産額が50億円以上、②信託開始以降5年が経過、③信託期間の2/3で資金流入超、などが要件として示されている。

⁷ 金融庁「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書(2017年3月30日)によると、対象商品の設定における議論における、アセットクラスの分散の程度については、「エクイティとデットの双方を組み合わせた金融資産のポートフォリオが望ましい」としつつ、「既に預貯金等の元本確定型の資産を多く保有している家計においては、これらと組み合わせて金融資産全体として適切なポートフォリオを組むニーズがあること等を考慮すれば、株式のみを投資先とする投資信託についても、積立NISAの対象に含めることには合理性が認められる」と指摘している。また、税制面で優遇される(つみたて)NISAを活用するのであれば、預貯金と同様に一般的に低リスクではあるがリターンが低い債券などよりも、長期運用による相応のリターンが期待できる株式を中心とした資産運用を通じて、資産の増加や老後への備えに注力してほしいというメッセージが制度に込められていると考えられる。

⁸ 選定された333社の銘柄が、すべて同じ比率で構成されており、特定企業の値動きに左右されにくいなどの特徴を持つ。

⁹ 東証プライム市場に上場する時価総額上位銘柄を対象に、財務実績に基づく資本収益性と、将来情報や非財務情報も織り込まれた市場評価という二つの観点から150銘柄を選定しており、日本を代表する「稼ぐ力」を持つ銘柄とも呼ばれる。



(4) プラチナ NISA の創設【大綱に盛り込まれず】

自民党の資産運用立国議員連盟¹⁰では、「高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備」という観点から、高齢者を対象とした「プラチナ NISA」の創設が打ち出された。提言によれば、プラチナ NISA は、高齢者に限って運用益などを分配金として毎月払い出す「毎月分配型投資信託」を対象商品に追加し、分配型商品へのスイッチング（現在保有する金融商品を売却し、別の金融商品に入れ替えること）を可能とする、というものであったが、今回の税制改正大綱には盛り込まれなかつた。

プラチナ NISA の目玉とされた毎月分配型投資信託は、手数料が相対的に高い、毎月の払い出しによって元本が取り崩されるおそれがある、長期の資産形成における複利効果を活かしにくい、など、問題点も少なくない。そのため、前述したつみたて投資枠の対象商品の条件には「分配頻度が毎月でないこと」と定められており、2018 年のつみたて NISA 開始から現行制度において、毎月分配型投資信託の買い入れは認められていない。一方で、高齢者は、収入を毎月の年金に依存しており、生活費を捻出するために、資産を取り崩すケースも多い。そのため、毎月一定額を受け取ることができる毎月分配型投資信託に対するニーズは根強く、今回の提言につながったとみられる。もっとも、金融庁では税制改正要望として毎月分配型投資信託の対象商品への追加を検討したものの、運用や販売における高い手数料を問題視し、見送られた経緯があり¹¹、税制改正大綱のとりまとめにおいても同様の考え方から、プラチナ NISA は盛り込まれなかつたものとみられる。

しかしながら、NISA を通じて資産形成が広がるなか、プラチナ NISA の本来の目的である、高齢者の「年金の補完的な観点から、運用しながらも取り崩す」ニーズに応えるという視点は非常に重要である。高齢者の使い勝手向上に向けては、今後も議論を深めていくことが期待される¹²。

(5) 非課税保有限度額の当年中の復活【大綱に盛り込まれず】

現行の NISA では、保有資産を売却した場合に生じる非課税保有限度額の空き枠が、翌年にならないと利用できない。そのため、投資商品を機動的に入れ替えることが難しいとの指摘があり、非課税保有限度額の当年中の復活が複数提言されたが、今回の税制改正大綱では見送られることとなつた。

そもそも、関係各所から提言された新たな措置の恩恵があるのは、非課税保有限度額いっぱい、またはそれに迫る金額の資産を保有しているケースに限られる¹³。例えば、図表 5 に示すように、前年に上限に達した簿価残高 1,800 万円のうち 360 万円を当年に売却した場合、現行制度では、非課税保有限度額が翌年に復活するため、当年の売却後の簿価残高は 1,440 万円

¹⁰ 2024 年 11 月、首相を退任した岸田元首相が、当時の政権で取り組んだ「資産運用立国」に関する政策をさらに推し進めるために、自ら立ち上げた議員連盟。

¹¹ 朝日新聞「新 NISA 投信拡充「毎月分配型」見送り 金融庁、税制改正要望で」、2025 年 11 月 18 日
日本経済新聞「NISA 改革の舞台裏 毎月分配型投信・商品入れ替えどうなつた？」、2026 年 1 月 10 日

¹² プラチナ NISA の創設を打ち出した自民党の資産運用立国議員連盟は、11 月に高市政権下であらためて申し入れた提言に、「高齢者のニーズに沿った商品の導入についての議論も継続していくこと」を盛り込んでいる（日本経済新聞電子版「新 NISA で「運用益 10%以上」、利用者の 7 割超に」、2025 年 12 月 18 日）。

¹³ 関係各所の要望や提言をみると、売却に伴い非課税保有限度額を当年中に復活させる一方で、年間投資枠の復活には言及されていない。つまり、現在の NISA 利用者のように、1,800 万円の非課税保有限度額までにまだ相当な余裕がある場合は、売却によって非課税保有限度額が即座に復活しても、360 万円の年間投資枠の残額に上乗せされるわけではない。また、売却した年にすでに年間投資枠を使い切っていた場合は、当年中に買い入れることはできないことになる。



(1,800万円-360万円)になるものの、非課税保有限度額内での投資可能額はゼロのままとなる。一方、非課税保有限度額が当年中に復活すれば、当年の売却後の簿価残高は1,440万円、同投資可能額は360万円となり、再び非課税保有限度額いっぱいまで投資することが可能となる¹⁴。

現行のNISAがスタートしてまだ2年となる状況下、こうしたケースに当てはまる投資家はいない。最速で非課税保有限度額を埋めるにも、まだ2年ほど先となるため、利用実態などを踏まえ、継続的に検討していくことが妥当との判断があつたと考えられる。

4. NISAの普及・定着を促すうえで重要な視点

このように、昨年末の政府による税制改正大綱の閣議決定で、NISAは一段の改善が期待される。一方で、資産運用立国の実現に向けて、NISAをさらに普及・定着させていくためには、課題の整理とそれを受けた制度の見直しを、今後も検討し続けていく必要がある。それには、以下に示す4つの視点が重要となる。

(1) シンプルな制度

NISAによって、運用益などが非課税となるメリットがあつても、制度の中身や仕組みが複雑であれば、利用者の混乱を招くだけでなく、そもそも利用拡大につながらないおそれもある。例えば、自民党資産運用立国議員連盟が当初、導入を提言したものの、今回の税制改正大綱に盛り込まれなかつたプラチナNISAは、高齢者に限つて毎月分配型投資信託を対象商品に追加するという、既存のルールに新しい仕組みを加えるやり方である。当事者である高齢者にとっては、見直し・改善の恩恵よりも、分かりづらさ・やりにくさを感じる面が大きくなる可能性がある。また、制度が複雑になれば、金融機関のシステム負担や業務負担が増大し、利用を受け

(図表5) 非課税保有限度額の当年中復活のイメージ

【現行制度】

翌年に限度額復活		
商品A売却 360万円		商品B買入 360万円
商品A 1,800万円	商品A 1,440万円	商品A 1,440万円
残高 1,800万円	残高 1,440万円	残高 1,800万円

前年

当年

翌年

【提言】 当年に限度額復活

当年に限度額復活		
商品B買入 360万円		商品C買入 360万円
商品A 1,800万円	商品A 1,440万円	商品B 360万円
残高 1,800万円	残高 1,800万円	商品A 1,080万円
		残高 1,800万円

前年

当年

翌年

(資料) 金融庁「令和8(2026)年度 税制改正要望について」などを基に日本総研作成

¹⁴ ちなみに、非課税保有限度額の復活は「簿価」分となる点にも留意しなければならない。例えば、取得時の価格が100万円の資産を150万円で売却しても、年間非課税投資枠は簿価である100万円分しか復活しない。こうした特徴からみても、今回の要望・提言は、iDeCoや企業型DCですでに利用可能なスイッチングとはやや異なり(iDeCoや企業型DCは非課税保有限度額がなく、スイッチングをする際は利益もセットで行えるという利点がある)、実現してもその恩恵は限定的といえる。



付けられなくなるリスクも想定される。こうした事態を避けるためにも、制度はできるだけ現行の枠組みを活かしたシンプルなものを維持すべきと考える。

（2）全世代に対する資産形成のサポート

家計の「貯蓄から投資」への流れを促し、国民の安定的な資産形成を支援するには、現在 NISA が利用できない未成年者にも対象を広げ、全世代的にサポートする制度設計が重要である。とりわけ未成年者を含む若年層は、「時間を味方につけた」長期運用が可能となるほか、若いうちから金融教育に触れる機会が増えて、金融リテラシーの向上につながると期待される。こうした点からも、今回の税制改正大綱で盛り込まれたつみたて投資枠の 18 歳未満の利用解禁は、全世代の資産形成をサポートするために必要な制度見直しになると期待される。ちなみに、未成年者向けの NISA はプラチナ NISA と同様、特定の世代を対象とした仕組みではあるが、現行制度のつみたて投資枠の仕組みを活用するものであり、プラチナ NISA が毎月分配型投信を追加で対象とするものであるのと比べると、相対的にシンプルな立て付けとなっており、改善策としても妥当なものと考えられる。

一方で、前述の通り未成年者と同様、高齢者に対しても実情を踏まえた資産の運用・活用のサポートが重要であるのは言うまでもない。特に、高齢者は現役世代とは異なり、資産を安定的に取り崩していくフェーズであることを考慮することが重要である。その点から、高齢者向けのプラチナ NISA の創設が打ち出されたことは方向性としては正しいといえる。もっとも、対象商品に加えるとされた毎月分配型投信については、前述の通り手数料の高さや運用益、元本の取り崩しが懸念されるため、対応策の検討が必要である。例えば、自身の金融資産を定期的に、かつ自動的に取り崩していくサービスが、現在、一部の証券会社で提供されているが、こうした NISA 制度以外でのサービスを広げていくことでカバーできる面も大きいと考えられる。一方、毎月分配型投資信託が投資家の間で一定の支持を得るなかで、資産運用会社において、高いコストなどデメリットを改善できるような商品設計の可能性を模索するのも一案である。

（3）多様なニーズへの対応力強化

NISA を通じた資産形成のサポートを全世代に広げることが重要となる一方で、資産形成の目的、投資期間、リスク許容度は、利用者によりさまざまである。例えば、若年層に多い投資初心者や、相対的に短い運用期間が想定される高齢者においては、リスクをできるだけ抑えたうえで資産運用したいと考える人が多いとみられる。この点から、今回の税制改正大綱で債券なども含めた対象商品の拡充が盛り込まれたことは妥当な対応であり、今後も、利用者の多様なニーズに応えていく必要がある。

また、商品の入れ替えについては、自身の運用方針を変更したい際に、ポートフォリオを効率よく構築できることなどから、旧制度開始以降、対応を求める声は大きかった。今回、関係各所からの提言・要望にありながらも、時期尚早として見送りとなった非課税保有限度額の当年中の復活については、該当者が出てくる前に実現させる必要があるだろう。また、投資家の機動的なポートフォリオ運営を実現するために、より使い勝手の良いスイッチングを目指すのであれば、提言や要望では言及されなかった年間投資枠の当年中の復活の要否¹⁵、売却後の商

¹⁵ 注釈 13 を参照。



品入れ替えの取り扱い（簿価ベースか、時価ベースか）、回転売買の抑制、金融機関の負担軽減など、必要な論点を継続的に検討していくことが求められる。

（4）利用者や金融機関の負担軽減

制度を利用するにあたって、プロセスが複雑、使い勝手が悪い、手間がかかるなど負担が大きければ、利用者は二の足を踏むことが考えられる。制度利用の裾野を広げるには、こうした“壁”を極力取り払うことが必要である。今回、税制改正大綱で盛り込まれたNISA口座開設者の所在地確認の廃止は、まさにその一例といえる。また、利用者だけでなく、サービスを提供する側、すなわち金融機関も当事者であることを認識しなければならない。そのうえで、事務手続き、費用面でのコストなど金融機関が抱えるさまざまな負担を軽減するための措置を今後も講じていくことが必要である。そして、これらを実現するうえでは、デジタル化やマイナンバーの活用がカギになる。例えば、マイナンバーはすべてのNISA口座と紐づいており、税務当局において口座保有者の所在地を把握することが可能であるため、税務当局がマイナンバーによる名寄せ、住所変更、死亡や出国に係る確認を行うことで、金融機関の事務負担を軽減することができると考えられる。

5. おわりに

NISAは、家計の資産形成を後押ししており、今回の税制改正大綱に盛り込まれた拡充・改善策は、その流れをさらに加速させるものと期待される。なかでも、つみたて投資枠における未成年者の利用解禁や対象商品の拡充は、より幅広い層が、多様なニーズに応じて資産運用を行ううえで一助になる。一方で、高齢者の実情に応じた仕組みづくりや非課税保有限度額の当年中復活など課題も残っており、引き続き制度の改善を検討していくことが重要である。今回の税制改正の実施、さらには今後の継続的な見直しを通じて、NISAが本来の目的でもある、全世代がより安心して資産形成に取り組むことができる制度へとなることが望まれる。

以上

参考文献・資料

- 財務省 [2025] . 「令和8年度税制改正の大綱」 .
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf ,
(2026年1月9日アクセス)
- 金融庁 [2025] . 「令和8（2026）年度税制改正要望について」 .
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250829/01.pdf> , (2025年12月12日アクセス)
- 金融調査会 [2025] . 「提言2025」 . 自民党.
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/210741_2.pdf , (2025年12月12日アクセス)
- 日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会 [2025] . 「令和8年度税制改正に



に関する要望【要望項目説明資料】. 日本証券業協会.

https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/files/2509_zeisei_siryou.pdf , (2025

年 12 月 12 日アクセス)

